

（事故情報計測・記録装置）

第54条の2 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車のうち乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5トン以下のものに限る。以下この項、第3項及び第4項において同じ。）については、保安基準第46条の2、細目告示第70条の2、第148条の2及び第226条の2の規定は適用しない。

一 令和4年6月30日（輸入された自動車にあっては令和5年6月30日）以前に製作された自動車

二 令和4年7月1日から令和8年6月30日まで（輸入された自動車にあっては令和5年7月1日から令和8年6月30日まで）に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和4年6月30日（輸入された自動車にあっては令和5年6月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和4年7月1日（輸入された自動車にあっては令和5年7月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年6月30日（輸入された自動車にあっては令和5年6月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和8年6月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

2 保安基準第46条の2の規定が適用される自動車は、当分の間、細目告示第148条の2及び第226条の2の規定は適用しない。

3 次に掲げる自動車については、細目告示第70条の2及び第148条の2第1項中「協定規則第160号規則1.4.及び5.」とあるのは、「協定規則第160号規則1.4.及び5.（5.4.1.を除く。）」と読み替えることができるものとする。

一 令和5年8月31日以前に製作された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.5トンを超え、3.5トン以下のものに限る。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が2.5トン以下のものに限る。））

二 令和5年9月1日から令和11年8月31日までに製作された自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.5トンを超え、3.5トン以下のものに限る。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が2.5トン以下のものに限る。））であって、次に掲げるもの

イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和5年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のオフセット前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの

- ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 三 令和9年8月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が2.5トンを超え、3.5トン以下のもの
- 四 令和9年9月1日から令和11年8月31日までに製作された貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が2.5トンを超え、3.5トン以下のものに限る。）であって、次に掲げるもの
 - イ 令和9年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和9年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和9年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と運転者室及び客室を取り囲む部分（乗員保護装置を含む。）のフルラップ前面衝突時における乗車人員の保護に係る性能が同一であるもの
- ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 五 令和11年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車（車両総重量が2.5トンを超え、3.5トン以下のものに限る。）及び貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量が3.5トン以下のものに限る。））であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 4 次に掲げる自動車については、細目告示第70条の2及び第148条の2第1項中「協定規則第160号」とあるのは「協定規則第160号初版」と読み替えることができる。
 - 一 令和6年6月30日以前に製作された自動車
 - 二 令和6年7月1日から令和8年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和6年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和6年7月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和6年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和8年6月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 5 次に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する自動車のうち乗車定員10人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車のうち車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。以下この項において同じ。）については、保安基準第46条の2並びに細目告示第70条の2、第148条の2及び第226条の2の規定は適用しない。
 - 一 令和8年11月30日以前に製作された自動車
 - 二 令和8年12月1日から令和11年11月30日までに製作された自動車であって、次に掲げ

るもの

イ 令和8年11月30日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和8年12月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和8年11月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和11年11月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

6 次に掲げる自動車については、細目告示第70条の2及び第148条の2第1項中「協定規則第160号」とあるのは「協定規則第160号改訂版補足改訂版」と読み替えることができる。

一 令和6年8月31日以前に製作された自動車

二 令和6年9月1日から令和8年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるものの

イ 令和6年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和6年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和6年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と事故情報計測・記録装置に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和8年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの